

証券コード 5923
2020年6月8日

株 主 各 位

大阪市浪速区難波中2丁目10番70号

高田機工株式会社

取締役社長 高橋 裕

第91期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第91期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、書面による議決権の行使にあたっては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2020年6月23日(火曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日(水曜日) 午前10時
(開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
2. 場 所 大阪府中央区備後町2丁目5番8号
日本綿業倶楽部 新館7階 大会場
3. 目的事項
報告事項 第91期(2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会当日までの感染拡大の状況等により次頁の対応を更新する場合、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.takadakiko.com/>)に掲載させていただきます。

■新型コロナウイルス感染症対応に関する株主様へのお願い

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、株主総会を以下のとおり開催させていただきます。

株主の皆様におかれましては何卒ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

- ・総会は例年よりも縮小した規模とし、当日の運営も最小限の体制で行う方針であり、また接触感染を避けるためにも「お土産」、「株主控え室」および「お飲み物」のご用意はございません。
- ・総会会場では接触感染リスク低減のために座席の間隔を拡げることに伴い、ご用意できる席数に限りがあり、ご入場いただけない場合もございます。
- ・株主様の健康状態にかかわらずご出席に代えて極力、書面にて議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。
- ・会場にご来場の株主様におかれましては、マスク着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近には株主様のための消毒液を設置いたします。
- ・当日は、受付前に検温をさせていただき、発熱が確認された際にはご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・株主総会に出席する取締役および運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえマスクを着用して対応させていただきます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをしてご入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の改善が続き、企業収益は底固く推移し、景気は緩やかな回復基調を辿りました。しかしながら2020年に入り、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響により先行きは一気に不透明な状態となりました。

橋梁事業におきましては、当事業年度の発注は、前事業年度を大きく下回る結果となりました。大規模保全・特定更新関連の発注は堅調に推移しましたが、新設鋼橋は発注の端境期に当たり、前事業年度の7割程度の発注量にとどまりました。鉄構事業においても、東京五輪関連施設の工事完了や高力ボルトの納期長期化等の影響により、鉄骨需要は前事業年度を下回る結果となりました。首都圏では、東京五輪等の開催に伴う規制や制約が不透明なことから着工を延期した案件も多く、また大阪、名古屋等でも大型案件の計画が控えているものの、当事業年度は大型案件の端境期にあったと思われます。

このような状況のもとで当社は、橋梁事業では対象案件を絞り込み、限られた経営資源を最大限に活用する営業活動を継続し、受注高の確保に努めました。その結果、新設鋼橋の発注案件が非常に少ない中で、地方自治体の案件を中心に良好な成果を上げることができました。しかしながら鉄構事業では、目標案件で結果を残せず、当事業年度の受注高は低調に終わった前事業年度を更に下回る厳しい結果となりました。この結果、当事業年度の受注高は橋梁事業が139億円、鉄構事業が11億円、総額では150億円となり、受注高合計では前事業年度を上回ることができました。

これらの結果、当事業年度の業績につきましては、売上高が176億45百万円（前期比4.6%減）、営業利益10億25百万円（前期比8.8%増）、経常利益11億26百万円（前期比7.1%増）、当期純利益7億71百万円（前期比11.8%減）となりました。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

事業別の売上高、受注高および受注残高の状況は次のとおりであります。

(橋梁事業)

当事業年度における橋梁事業の売上高は154億3百万円（前期比1.4%増）となりました。主な売上工事は関東地方整備局・行徳橋上部工事、中日本高速道路(株)・葛葉川橋、向畑高架橋、中部地方整備局・春田北地区高架橋、新大井川橋であります。

受注高は139億13百万円（前期比41.6%増）となりました。主な受注工事は、滋賀県・野洲川橋、近畿地方整備局・曲川高架橋、中国地方整備局・阿賀ICランプ橋第2、静岡県・新々富士川橋1工区であります。これにより当事業年度末の受注残高は152億95百万円（前期比8.9%減）となりました。

(鉄構事業)

当事業年度における鉄構事業の売上高は22億41百万円（前期比32.3%減）となりました。主な売上工事は大成建設(株)・川崎駅西口開発新築工事、豊洲二丁目駅前地区市街地再開発であります。

受注高は11億3百万円（前期比15.5%減）となりました。主な受注工事は大成建設(株)・イオンモール則武新町新築工事、日鉄物産(株)・三田三丁目・四丁目地区再開発事業複合棟であります。これにより当事業年度末の受注残高は9億26百万円（前期比55.1%減）となりました。

この結果、当社の当事業年度の受注高は150億16百万円（前期比34.9%増）、受注残高は162億21百万円（前期比13.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資につきましては、工場の生産性向上のための機械装置の更新等のために、総額97百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

当社は金融機関より借入れによる運転資金の調達を行っております。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第88期 (2016年度)	第89期 (2017年度)	第90期 (2018年度)	第91期 (当事業年度) (2019年度)
受 注 高	19,384	20,236	11,132	15,016
売 上 高	15,563	17,150	18,502	17,645
経 常 利 益	589	976	1,052	1,126
当 期 純 利 益	489	964	874	771
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	22円20銭	437円59銭	397円10銭	350円36銭
総 資 産	26,112	27,969	25,928	24,828
純 資 産	16,321	17,571	18,030	17,926
1 株 当 たり 純 資 産	740円65銭	7,975円22銭	8,183円94銭	8,137円78銭

- (注) 1. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第89期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第90期の期首から適用しており、第89期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

該当する事項はございません。

(4) 対処すべき課題

当社の主要な柱である橋梁事業を取り巻く環境は『新設』から『保全』へ大きく変わろうとしており、この流れに如何に対応するかが重要な課題であります。保全工事が優先的に実施される状況においても、高速道路網の未整備区間、暫定2車線区間の4車線化、国土強靱化による河川改修に伴う架け替え等、一定量の新設橋梁も並行して発注されると予想されます。新年度におきましては、新体制の下で立ち上げた「保全工事検討委員会」を中心として大型保全工事の確実な受注を目指し、並行して新設橋梁の受注維持を目標としております。一方で、橋梁事業の環境変化から保全工事への対応が不可欠な状況下では、新設橋梁の受注量減少から橋梁工場の稼働率低下が危惧されます。そのため、ここ数年間低迷を続けている鉄構事業を再生すべく鉄構本部の組織を見直すとともに、「鉄骨事業復活委員会」を立ち上げ全社を挙げてバックアップする体制を構築しました。

新年度は「保全工事」への対応と「鉄骨事業の復活」を柱に、社会の変化に対応した魅力的な企業の実現と、更なる業績の改善を目指します。

しかしながら橋梁事業では、新年度に入り新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令後、入札関連日程の延期、新規発注見合わせ、施工中工事の一時中断等の事例が発生し、先行きは不透明な状況にあります。鉄構事業においても鉄骨需要は今後も堅調に推移すると見込まれ、東京五輪等の閉幕後から各地で相当量の案件が始動することは確実との見方が大半でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大による東京五輪等の延期や経済活動の停滞により、各地で計画されている大規模再開案件がどの程度影響を受けるかは現在見通せない状況にあります。

以上のように、現時点においては新型コロナウイルスの感染拡大が当社の橋梁事業・鉄構事業に及ぼす影響を、適正かつ合理的に算定することは困難であることから、2021年3月期の業績予想は未定とさせていただきますが、新年度の4つの年度方針「受注目標の達成」「品質向上・安全確保・環境負荷低減」「保全事業・独自技術の推進」「教育の充実・人材の育成」を着実に履行することで新型コロナウイルス感染拡大が業績に及ぼす影響を最小限に抑えられるよう全社一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社は、建設業法により特定建設業者として国土交通大臣の許可を受け、以下の事業を行っております。

区 分	内 容
橋 梁 製 作 施 工	道路橋、鉄道橋など鋼橋の設計、製作、架設
鉄 骨 製 作 施 工	ビル建築、学校体育館など鉄骨の設計、製作、架設
そ の 他 土 木 工 事	鋼橋上部工の床版、舗装工事、標識、防護柵などの設置工事

(6) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

本 社 大阪市
 東 京 本 社 東京都中央区
 営 業 所 仙台市、群馬県高崎市、静岡市、名古屋市
 和歌山県海南市、広島市、福岡市、沖縄県国頭郡金武町
 工 場 和歌山県海南市

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
231名 (44名)	3名減 (6名増)	44.6歳	20.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	400 百万円
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	400
株 式 会 社 り そ な 銀 行	300

(9) その他の現況に関する重要な事項

該当する事項はございません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 6,560,000株
- ② 発行済株式の総数 2,237,586株
- ③ 株主数 3,946名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	133	6.06
神 吉 利 郎	100	4.54
日 本 製 鉄 株 式 会 社	100	4.53
J F E ス チ ール 株 式 会 社	91	4.15
株 式 会 社 奥 村 組	88	4.03
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	81	3.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	78	3.55
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	58	2.66
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	50	2.28
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	50	2.27

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式の総数より自己株式 (34,734株) を控除して計算して表示しております。

(2) 新株予約権等の状況 (2020年3月31日現在)

該当する事項はございません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	高 橋 裕	
常 務 取 締 役 執 行 役 員	梶 義 明	管理本部長 兼コンプライアンス室長
常 務 取 締 役 執 行 役 員	小 林 雄 紀	技術本部長
常 務 取 締 役 執 行 役 員	蔭 山 昌 弘	和歌山工場長
取 締 役 執 行 役 員	西 田 明	工事本部長
取 締 役 執 行 役 員	西 尾 和 彦	管理本部長代理 兼経理部長
取 締 役 執 行 役 員	中 村 達 郎	営業本部長
取 締 役	川 谷 充 郎	国立大学法人神戸大学 名誉教授
常 勤 監 査 役	小 野 誠 大	
監 査 役	坂 田 友 良	
監 査 役	山 中 俊 廣	公認会計士（山中俊廣公認会計士事務所 代表） 学校法人大阪成蹊学園 常任監事
監 査 役	山 本 和 人	弁護士（弁護士法人第一法律事務所） 株式会社中北製作所 社外取締役

- (注) 1. 取締役川谷充郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山中俊廣氏および監査役山本和人氏は、社外監査役であります。
3. 監査役山中俊廣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役川谷充郎氏、監査役山中俊廣氏、監査役山本和人氏の3氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5. 2019年6月26日開催の第90期定時株主総会において、西田明氏、西尾和彦氏、中村達郎氏の3氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
6. 2019年6月26日開催の第90期定時株主総会において、小野誠大氏は新たに監査役に選任され就任いたしました。また、同氏は同総会終了後開催の監査役会において、常勤監査役に選定され就任いたしました。
7. 当事業年度中における取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
高橋 裕	常務取締役執行役員 和歌山工場長	代表取締役社長	2019年6月26日
小林 雄紀	取締役執行役員	常務取締役執行役員	2019年6月26日
藤山 昌弘	取締役執行役員 工事本部長	常務取締役執行役員 和歌山工場長	2019年6月26日
西田 明	工事本部長代理	工事本部長	2019年6月26日
中村 達郎	営業本部長代理	営業本部長	2019年6月26日
坂田 友良	常勤監査役	監査役	2019年6月26日

8. 2019年6月26日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって、代表取締役社長竇角正明氏、専務取締役谷俊寛氏、常務取締役嶋崎哲太氏の3氏は任期満了により退任いたしました。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員 名	支給額 百万円
取 (うち社外取締役)	11 (1)	129 (5)
監 (うち社外監査役)	4 (2)	31 (8)
合計	15	161

- (注) 1. 上記には、2019年6月26日開催の第90期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に役員賞与として役員賞与引当金に計上した次の金額を含んでおります。
- ・取締役(社外取締役を除く) 7名 20百万円
 - ・監査役(非常勤・社外監査役を除く) 1名 2百万円
4. 取締役の報酬等限度額は、2008年6月26日開催の第79期定時株主総会において年額330百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
5. 監査役の報酬等限度額は、2008年6月26日開催の第79期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

ア. 重要な兼職の状況および当該兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	川谷 充郎	国立大学法人神戸大学 名誉教授	特別の関係はありません。
監査役	山中 俊廣	山中俊廣公認会計士事務所 代表	特別の関係はありません。
		学校法人大阪成蹊学園 常任監事	特別の関係はありません。
監査役	山本 和人	弁護士法人第一法律事務所 弁護士	特別の関係はありません。
		株式会社中北製作所 社外取締役	特別の関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取 締 役 状 会 況	監 査 役 状 会 況	主な発言状況
取締役	川谷 充郎	15回中15回 (100%)	—	土木工学、建設工学に関する豊富な知識と専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	山中 俊廣	15回中15回 (100%)	13回中13回 (100%)	公認会計士としての財務および会計に関する専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	山本 和人	15回中15回 (100%)	13回中13回 (100%)	弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 有限責任あずさ監査法人
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27 百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア) 当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則として月1回開催します。
 - イ) 取締役は、取締役会を通じて他の取締役の業務執行の監督を行います。
 - ウ) 代表取締役より全役員に対し、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを徹底しています。
 - エ) 当社は、監査役会設置会社であり、各監査役は監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行の調査などを通じ、取締役の職務執行の監査を行います。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
重要事項は稟議書、議事録等の管理基準に基づき、適正な保存管理を行います。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
環境、品質、災害、労働安全、法務、情報セキュリティ、経理・財務等リスク領域毎の担当部門により、内在するリスクを把握・分析したうえでそのリスクの軽減のために、規程の立案および改訂に取り組めます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ア) 当社は、執行役員制度を導入しており、取締役会は経営戦略の策定と監督機能という本来の機能に特化し、執行役員は業務執行に特化することで機能を分離し、取締役会のチェック機能の強化・効率化と業務執行の迅速化を図ります。
イ) 定例の取締役会を毎月1回開催し、法令で定められた事項の他、重要事項の決定を行います。さらに迅速な意思決定が必要な場合は臨時取締役会を適時開催し、これら決定事項は、速やかに執行役員会議等に伝達します。
ウ) 業務運営については全社的な各年度予算および目標を設定し、各部門においては、この目標に向けた具体策を立案し実行するとともに、毎月または定期的に開催する部門会議において、その進捗状況および実施状況を取締役が検証します。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
ア) 代表取締役より全社員に対し、コンプライアンスを企業活動の基本とすることを徹底しています。
イ) 代表取締役によりコンプライアンス担当役員が任命され、コンプライアンス室がコンプライアンス体制の構築・維持・整備に当たっています。
ウ) 社員就業規則において使用人に社内通報義務を負わせ、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気付いた場合、免責性を確保した社内通報制度を利用できるようにしています。
エ) 代表取締役直轄の内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役、執行役員および監査役に適宜報告を行います。
- ⑥ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社および子会社はありませんので、該当事項はありません。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、必要に応じ補助者において監査業務の補助を行うよう取締役に要請することができます。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ア) 上記補助者は、監査役の要請事項に関して、取締役および所属部署の責任者等からの指揮命令は受けないものとします。
- イ) 上記の補助者に係る人事等については、取締役会と監査役会が事前に協議のうえ決定するものとします。
- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ア) 取締役および使用人は、次の事項について速やかに監査役会に報告をするものとします。
- ・ 役職員の違法、内部不正行為等
 - ・ 重要な訴訟事案
 - ・ 緊急、非常事態
 - ・ その他重要な事態
- イ) 当社は、監査役に上記ア) の報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア) 監査役は、執行役員会議や部門会議等重要会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができます。
- イ) 代表取締役は、業務執行方針並びに会社が対処すべき課題等について、監査役会と意見を交換するために定期的に会合を開催します。
- ⑪ 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該仕事の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその仕事の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理いたします。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ア) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築をするとともに、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行っています。
- イ) 内部監査室は、業務部門から独立して業務の妥当性、効率性および財務報告の信頼性の確保等について評価・是正の推進を図っています。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制

- ア) 当社は、企業や市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たないことを基本方針とします。
- イ) 企業倫理規程において反社会的勢力との関係遮断を明記し、全役職員に対し本規程の厳守を徹底するとともに、コンプライアンスおよびコーポレートガバナンスの強化に努めています。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行

取締役は当事業年度に取締役会を15回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業務運営状況の報告を行い、取締役の業務執行の監督を行っております。また、毎月の執行役員会議・部門会議において業務執行体制の見直しを行うことにより、業務の適正を確保するための体制の更なる向上を図っております。

② 監査役の職務の執行

監査役は監査役会において定められた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会をはじめ重要な会議に出席するほか、各本部・事業所への往査、重要な決裁書類の閲覧等を通じて経営の監査を行っております。また、代表取締役との定期的な意見交換会、会計監査人および内部監査室との間で情報交換を行い、効率的な監査業務の遂行に務めております。

③ 内部監査の実施

代表取締役直轄の内部監査室は、内部統制システムおよび遵法経営の定着状況等について、各部門に対し内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告しております。また、改善すべき事項がある場合にはその指導も実施しております。

④ コンプライアンスに対する取組み

取締役およびコンプライアンス室が中心となり、全社員に対し企業倫理規程の遵守を徹底しております。また、免責性を確保した社内通報制度を設け、コンプライアンス体制の構築・維持・整備に務めております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	14,266,155	流 動 負 債	6,771,688
現金預金	4,528,452	支払手形	359,760
受取手形	288,741	工事未払金	2,824,308
完成工事未収入金	8,008,329	短期借入金	1,800,000
有価証券	999,974	未払金	27,548
未成工事支出金	368,263	未払費用	109,154
材料貯蔵品	19,957	未払法人税等	116,698
前払費用	26,480	未成工事受入金	1,106,944
その他流動資産	51,000	預り金	19,856
貸倒引当金	△25,045	賞与引当金	187,760
固 定 資 産	10,562,517	役員賞与引当金	23,100
有 形 固 定 資 産	6,715,430	工事損失引当金	196,557
建物・構築物	783,381	固 定 負 債	130,649
機械・運搬具	369,020	退職給付引当金	130,649
工具器具・備品	86,012	負 債 合 計	6,902,337
土地	5,474,016	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	3,000	科 目	金 額
無 形 固 定 資 産	16,463	株 主 資 本	17,686,526
投 資 そ の 他 の 資 産	3,830,623	資本金	5,178,712
投資有価証券	3,158,985	資本剰余金	4,608,706
長期貸付金	23,480	資本準備金	4,608,706
前払年金費用	283,107	利益剰余金	8,043,854
繰延税金資産	5,279	利益準備金	534,463
その他投資等	424,570	その他利益剰余金	7,509,390
貸倒引当金	△64,800	別途積立金	5,820,000
資 産 合 計	24,828,673	繰越利益剰余金	1,689,390
		自 己 株 式	△144,745
		評価・換算差額等	239,808
		その他有価証券評価差額金	239,808
		純 資 産 合 計	17,926,335
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,828,673

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
完 成 工 事 高		17,645,537
完 成 工 事 原 価		15,333,979
完 成 工 事 総 利 益		2,311,557
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,286,255
営 業 利 益		1,025,301
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	108,059	
そ の 他 営 業 外 収 益	33,437	141,497
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,920	
そ の 他 営 業 外 費 用	24,047	39,967
経 常 利 益		1,126,831
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	93,354	93,354
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	152,972	152,972
税 引 前 当 期 純 利 益		1,067,212
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	186,914	
法 人 税 等 調 整 額	108,447	295,362
当 期 純 利 益		771,850

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株主資本等変動計算書 (2019年 4 月 1日から 2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	剰 余 金		利 益 剰 余 金 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計		利益準備金	その他利益剰余金	
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	5,178,712	4,608,706	4,608,706	534,463	5,120,000	1,815,812	7,470,276
事業年度中の変動額							
別途積立金の積立					700,000	△700,000	-
剰余金の配当						△198,272	△198,272
当期純利益						771,850	771,850
自己株式の取得							
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	700,000	△126,421	573,578
当 期 末 残 高	5,178,712	4,608,706	4,608,706	534,463	5,820,000	1,689,390	8,043,854

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△144,130	17,113,563	916,441	18,030,004
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立		-		-
剰余金の配当		△198,272		△198,272
当期純利益		771,850		771,850
自己株式の取得	△614	△614		△614
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)			△676,632	△676,632
事業年度中の変動額合計	△614	572,963	△676,632	△103,669
当 期 末 残 高	△144,745	17,686,526	239,808	17,926,335

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産

①未成工事支出金

…………… 個別法に基づく原価法

②材料貯蔵品

…………… 移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産 …………… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

…………… 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

…………… 役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

工事損失引当金

…………… 受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持受注工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見積額を計上しております。

退職給付引当金 ……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

4. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物・構築物	375,488千円
土地	2,559,063千円
計	2,934,552千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,100,000千円
-------	-------------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 8,389,361千円

3. 国庫補助金による圧縮記帳累計額

建物・構築物	10,124千円
機械・運搬具	16,381千円

損益計算書に関する注記

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| 1. 工事進行基準による完成工事高 | 17,383,859千円 |
| 2. 完成工事原価に含まれている工事損失引当金
繰入額 | △71,741千円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|------------------------------------|------------|
| 1. 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数
普通株式 | 2,237,586株 |
| 2. 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 | 34,734株 |
| 3. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額等 | |

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	110,154千円	50円00銭	2019年3月31日	2019年6月27日
2019年11月8日 取締役会	普通株式	88,117千円	40円00銭	2019年9月30日	2019年12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2020年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-----------|------------|
| ①配当金の総額 | 110,142千円 |
| ②1株当たり配当額 | 50円00銭 |
| ③基準日 | 2020年3月31日 |
| ④効力発生日 | 2020年6月25日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、工事損失引当金等であり、繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金と前払年金費用であります。なお、投資その他の資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債は相殺して表示しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品で運用することを原則とし、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクについては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式及び債券であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等の把握を行っております。

借入金の使途は、主に短期的運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預金	4,528,452	4,528,452	—
(2) 受取手形	288,741	288,741	—
(3) 完成工事未収入金	8,008,329	8,008,329	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	3,937,771	3,937,771	—
(5) 支払手形	359,760	359,760	—
(6) 工事未払金	2,824,308	2,824,308	—
(7) 短期借入金	1,800,000	1,800,000	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金預金、(2) 受取手形、(3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券その他は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形、(6) 工事未払金、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額221,188千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	8,137円78銭
1 株当たり当期純利益	350円36銭

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

高田機工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 口 信 吾 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高田機工株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第91期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

ただし、2019年6月26日(注：株主総会開催日)に常勤監査役に就任いたしました小野誠大は、就任前の期間における監査事項につき、在任監査役より説明を聞くとともに、重要な決裁書類を閲覧し、取締役等及び会計監査人より報告を受け、監査いたしました。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

高田機工株式会社 監査役会

常勤監査役 小 野 誠 大 ⑩

監 査 役 坂 田 友 良 ⑩

社外監査役 山 中 俊 廣 ⑩

社外監査役 山 本 和 人 ⑩

以 上

株主総会参考書類

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、企業体質の強化をはかり、あらゆる経営環境の変化にも対応できるよう内部留保の充実をはかるとともに、株主の皆様には安定的な配当を継続的にお届けすることを基本方針とし、業績の推移および事業展開を勘案して機動的に配当を行っております。

第91期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき50円
配当総額110,142,600円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月25日

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山中俊廣、山本和人の両氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やま なか とし ひろ 山中俊廣 (1950年3月17日生)	1972年 12月 監査法人朝日会計社(現有限責任あずさ監査法人)入社 1974年 10月 公認会計士登録 1996年 9月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員就任 2012年 6月 同法人退職 山中俊廣公認会計士事務所 代表 現在に至る 2014年 5月 学校法人大阪成蹊学園 常任監事就任 現在に至る 2015年 6月 当社社外監査役就任 現在に至る 2016年 6月 株式会社紀陽銀行 社外取締役就任 2017年 6月 同社 社外取締役(監査等委員)就任 2019年 6月 同社退任 (重要な兼職の状況) 山中俊廣公認会計士事務所 代表 学校法人大阪成蹊学園 常任監事	0株
	(社外監査役候補者とした理由) 直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての専門的知見と財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役に適任であると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。		

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	やまもと かず と 山本和人 (1970年11月23日生)	2000年 10月 弁護士登録 2000年 10月 第一法律事務所(現弁護士法人第一法律事務所)入所 現在に至る 2009年 3月 ニューヨーク州弁護士登録 2016年 6月 当社社外監査役就任 現在に至る 2016年 8月 株式会社中北製作所社外取締役就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 弁護士法人第一法律事務所 社員弁護士 株式会社中北製作所 社外取締役	0株
(社外監査役候補者とした理由) 直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験を有しており、社外監査役に適任であると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山中俊廣、山本和人の両氏は社外監査役候補者であります。
3. 監査役の在任年数
 山中俊廣、山本和人の両氏の当社監査役に就任してからの期間は、本総会終結の時をもって山中俊廣氏は5年、山本和人氏は4年となります。
4. 当社は山中俊廣、山本和人の両氏との間で当社定款および会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。
5. 山中俊廣、山本和人の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

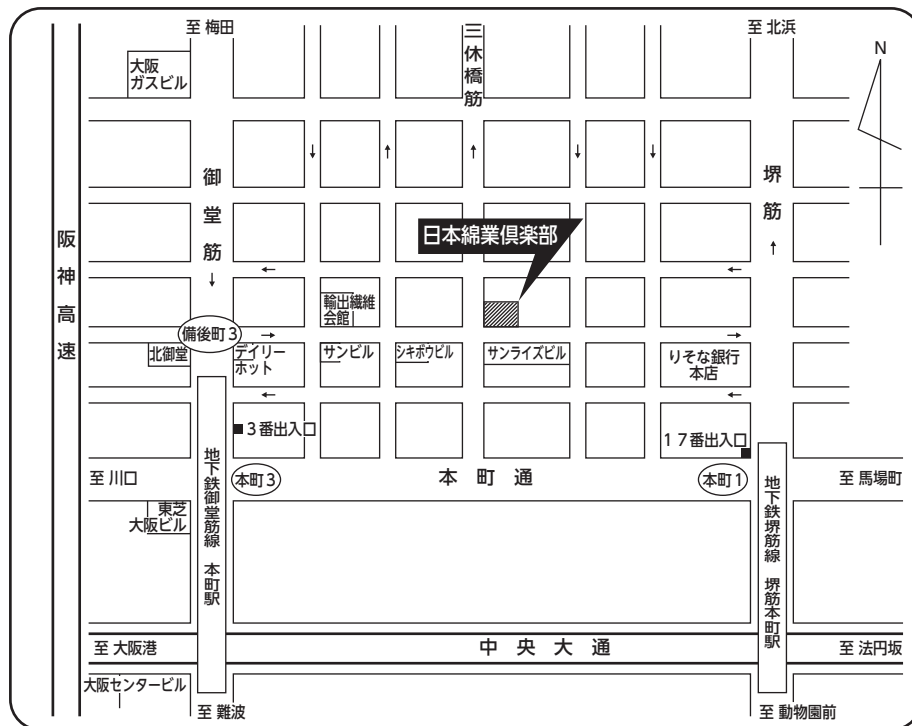
以 上





株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中心区備後町2丁目5番8号
日本綿業倶楽部 新館7階 大会場
TEL (06) 6231-4881



[交通のご案内]

最寄駅 地下鉄（御堂筋線）本町駅3番出口より徒歩約5分

地下鉄（堺筋線）堺筋本町駅17番出口より徒歩約5分

(注) 会場には外来者専用駐車場がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。